

社会保障審議会児童部会
第9回 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

議事次第

平成27年5月15日
15:00～17:00
場所：中央合同庁舎5号館9階省議室

1. 開 会

2. 議 事

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

3. 閉 会

<配付資料>

資料1 これまで委員会における委員からの主な意見等について

資料2 自立に向けた支援のあり方に関する検討事項等について

（第6回委員会資料）

これまでの委員会における委員からの 主な意見等

1. 児童の安全確保を最優先した一時保護の実施について ～迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方～

○保護しなければ安全確認に不安がある事例でも一時保護を積極的に行うべきであり、児童相談所の抜本的な体制強化が必要

- ・一時保護はもっと積極的に行う必要がある、虐待の恐れのある段階から職権で行うことも必要なのではないか。そのためにも、児童相談所の職員配置は抜本的に見直すことをこの機会にやるべきではないか。児童虐待防止法などの必要な法改正を検討すべきではないか。
- ・児童相談ダイヤルの3桁化に伴い、現在の児童相談所数や児童福祉司の数では夜間対応が難しく、迅速性に欠け、また昼間帯の相談体制が手薄になる。
- ・大都市圏では、オートロックマンションや大型マンションの増加といった住環境の変化や住民同士の関係の希薄さにより、ケースの児童や家庭が特定しづらく、児童相談所の対応の難しさに拍車をかけている。
- ・早期の適切な介入が必要なため乳児院で一時保護を受託しているが、児童相談所の体制が限界に来ており、ケースの家庭の様々な事情が反映された支援を行うのが非常に難しい。

○いつでも一時保護できる状態を保つために、一時保護所や一時保護委託先の量的拡大が必要

- ・児童相談所からとりあえず一時保護しておいてくださいという依頼が非常に多く、また、その後児童の状況から見たら帰せる状況ではないのに、一応、入口の課題が解消されているので、とりあえず今回は1回帰してください、ということが非常に多く起きている。
- ・逼迫した一時保護需要に的確に対応するために、児童相談所と市町村の役割分担を明確化する必要がある。児童相談所は被虐待や非行を中心とした保護を行い、市町村においては、養育困難な児童に対してショートステイ事業などで対応するなど、在宅支援を展開することが必要。
- ・要支援家庭や虐待をしそうな家庭に対し、ショートステイのような形で親の状況を観察するなど、児童相談所の一時保護所の機能に併せて、市町村レベルでの利用型の一時保護を創設したらどうか。

- ・一時保護所については、年間平均入所率が90%や100%以上になるのは、一時保護の機能を果たしていないので、60%や70%というのが理想的で、いつでも一時保護できるようにしておく必要があり、それを国がチェックするようにすべき。
- ・児童養護施設や乳児院の一時保護委託を促進したらよいのではないか。
- ・非常に短期間の一時保護に絞った里親開拓をしてはどうか。
- ・一時保護所は問題のある虐待にケースを絞って対応し、問題のない一時保護を一般家庭にお願いするとか、地域に開かれた一時保護の可能性を探ってみたらどうか。
- ・施設では暫定定員を設定しているが、一時保護委託の空きを確保しておきたいとか、暫定定員との関係が悩ましい問題。
- ・児童福祉施設には定員との開差10%であればよいとする暫定定員が設定されているが、乳児は乳児院でないと一時保護できないことから、1名分枠を残しておいてくれと言われる。
- ・児童養護施設も同様に暫定定員が設定されているが、もう少し弾力的に運用してもよいのではないか。一時保護はいつ来ても良い状況をつくっておく必要がある。
- ・一時保護も登録ヘルパー制度にして、一時保護にかかった経費だけ行政が費用弁償することで、一時保護の量的な拡充を図る制度設計はできないか。
- ・一時保護所の整備などPFI方式にして施設整備をするのはどうか。
- ・廃校や使われていない公的施設を一時保護所として活用できないか。

○的確なアセスメントを行うために、児童相談所が医療機関や学校等から正確な情報を迅速に入手できる仕組みが必要

- ・幼稚園や学校での一時保護では、園内や校内での児童の面接に非協力的な状況も散見される。また、緊急で一時保護する場合に、アレルギー疾患等に係る情報が不足しており、児童相談所の求めに応じて、医療機関からの情報提供を迅速にお願いしたい。
- ・児童虐待防止に関する業務を円滑に実施するために必要な情報を迅速に入手できるように、児童虐待防止法の規定の中で、児童相談所の照会について報告を求めることができるという規定を明文化してほしい。
- ・一時保護は目的ではなく手段であり、一時保護を利用して、その後の児童の安全をどう作り出していくかが一番のポイントである。そのためには情報の精度が重要であり、調査に協力してもらえたり、迅速に動ける体制が必要。

- ・ 児童や家族の情報をオンタイムで提供していただくことが非常に難しく、何も情報がないままに児童を預かり、施設でアセスメントを行うこととなるが、乳児は突然死症候群や肝炎などの母子感染の危険などがあり、入所前の健康診断や医療機関との連携を通じて情報が入手できるようにしてほしい。
- ・ 医療機関との連携、市町村との連携など、関係機関が一緒に動けるようなネットワークができると良い。

○一時保護中における学習支援が必要

- ・ 一時保護所について、適切な運営ができるよう、現行の児童養護施設基準に準拠した職員配置基準を改め、学習機会の保障を含めた一時保護所独自の最低基準を示すとともに、施設整備や事業に要する経費、又は一時保護委託費の改善が求められる。
- ・ 一時保護所での学習支援については、教育委員会から教員を派遣していただくことも考えていくべき。
- ・ 一時保護委託先として、小学校区や中学校区などの校区単位で里親がいると、そのまま学校に通えるので、そうした校区里親のような仕組みを考えていきたい。

○一時保護所の運営委託については、一時保護の責任主体や支援の質の確保に十分留意して検討することが必要

- ・ 一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについては、資源としては使えるが、サービスの質をどう担保するのが大きな課題であり、公立がやる場合には、地方交付税措置、民間でやる場合には措置費で対応してもらうことが必要。
- ・ 一時保護所と児童相談所が一つの組織であるから無理が言えるが、一時保護所を委託した場合にどこまで無理が言えるかという課題がある。
- ・ 一時保護は、最初の初期対応がきちんとできていれば、その後の対応がスムーズになっていくので、本来一番お金をかけて対応しなければならない。誰が責任を持って一時保護するかが重要であるが、児童相談所は絶対外せないのもので、本来必要な人員をしっかり手当てすることが必要であり、そこを解決せずに委託を考えていくことは危険。

事務局が提示した課題

- 子供の安全に迷いがある場合は、積極的に一時保護を実施するという方向性についてどう考えるか。
- 迅速、確実な一時保護の実施のために有効な方策についてどう考えるか。
 - ・年齢や課題、期間等、様々な児童を保護するにあたり、望ましい環境をえるための工夫
 - ・その後の親子関係再構築を念頭に、いかに親の理解を得るかの工夫 等
- 一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについてどう考えるか。

2. 親子関係再構築支援のための取組 ～児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能～

○親子関係再構築のための支援を効果的に行うため、介入機能と支援機能の分離について検討が必要

- ・ 児童相談所が強制的に介入し一時保護を実施した場合には、将来の家族再統合に向けた援助活動に支障が生じる可能性があるため、保護者指導に保護者が応じない場合には裁判所から保護者に勧告等を行うことができる仕組みなど、保護者指導の動機づけや実効性を高める仕組みの検討が必要。
- ・ 親子分離と再統合を一つの児童相談所でやっている中で、実親から里親に児童相談所は嫌いと言ったり面会があったりすることがある。司法の介入など公的にきちんと判断をしてやっていくことが必要。
- ・ 児童相談所が、親子分離と再統合という2つのことをやっていることについて、合理的に説明できるようにしておく必要がある。
- ・ 親子関係再構築の段階で介入する人と支援する機関が一緒になっていることのひずみが出てきて、客観的な判断ができない。保護者指導への司法関与は、平成23年の民法改正のときも随分議論したが結局解決しなかった。児童福祉法第28条で児童を措置している場合には、2年後にはもう一回司法審査があるので、指導に従わなければ子どもは親の元に戻ってこないという形になっていけば、おそらく同じ効果があるのではないかと。難しいのは更新するときの要件の立て方であるが、裁判所でその辺りを考慮して要件の認定をしてくれればよい。

○親子関係再構築が施設の主な機能の1つであることを明確化するとともに、家庭支援専門相談員の充実等の体制強化が必要

- ・ 社会的養護の分野で保護者のいない児童は本当にまれで、ほとんどのケースでは入所児童に親が存在しており、次の法律改正で親子関係を調整するのが児童養護施設等の主な機能であることを法律上位置づけることが必要ではないか。
- ・ 家庭支援専門相談員が、平成23年度に最低基準の中に位置づけられたが、指導員と同じような業務となっている可能性もある。施設の職員の配置基準等において、保育士・指導員をしっかりと配置していくことと、家庭支援専門相談員が兼務せずに親子関係再構築を専門的に行うということをもっと徹底した方がよいのではないかと。家庭支援専門相談員に対して資質の向上や

研修の充実を図り、徹底して家庭支援ができるシステムを作っていくべきではないか。

- ・ 現行は、家庭支援専門相談員は、150名定員でも30名定員でも1人配置となっているので、児童数や家庭数に応じて配置ができるようにすることが必要。

○児童家庭支援センターについて、児童相談所からの指導委託を推進するなど、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として更なる活用が必要

- ・ 児童家庭支援センターは、将来的には児童養護施設や乳児院に標準装備し、すべての施設で配置するという方向が出されているが、その進捗状況は非常に遅れているので、国で児童家庭支援センター促進のワーキングチーム等を作って具体的な推進策を検討してもらいたい。
- ・ 児童家庭支援センターは、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化されたが、子ども・子育て支援から家族支援まで幅広く何でも屋という感じで全国で活動している。
- ・ 児童家庭支援センターの補助基準は、年間920万円であり、これだけの経費では5本の柱もなかなかやれない。
- ・ 要保護児童対策地域協議会における家庭訪問といった形で支援ができるが、要保護児童対策地域協議会の会議には代表者会議には呼んでももらえるが、実務者レベルとかケース会議にはなかなか呼んでももらえない。このあたりは、全国を挙げて改善の余地があるのではないか。
- ・ 児童相談所との関係があまりうまくいっていないので、児童家庭支援センターの指導委託の件数が伸びない。
- ・ 指導委託は、公的な委託であるので、一時保護委託と同様に指導委託費をつけていただけないか。
- ・ 児童家庭支援センターは、様々な支援を行っているが、人も経費も足りず、認知度が上がってこない。公的な業務を行っているが、位置づけの理解がしにくい。児童相談所との連携がうまくいっていない。

○自立に向けた支援として、保護者や児童に自らの置かれた状況についての理解を促すことが有効

- ・ 家庭復帰に当たっては、保護者に対する支援が課題であり、虐待した保護者が自己の振り返りを行う児童相談所による保護者支援のプログラムの一層の活用や関係機関との連携、保護者支援を行うための児童相談所の体制強化が求められている。
- ・ 児童自立支援計画の策定において、児童の年齢等に応じて児童の意見、又は保護者の意向を聞き、その意見を反映させながら、家庭復帰計画を作成していく。その中で、生い立ちや施設入所の理由の整理、現在の自分の状況について理解をさせていくよ

うな支援が必要。

○親子関係再構築のための支援の内容は、親子関係の現状や家庭復帰する場合に地域で利用できる支援の状況等によって異なってくるため、支援の入口と出口での関係機関の連携が重要

- ・ とりあえず一時保護を行った後に措置変更とされた場合に、援助指針において入所期間未定というケースが非常に多くある。保護者の状況等にもよるが、どのようにして保護者との関係性を築き、児童との関係支援を行っていくのか曖昧模糊のままということも現状ではよくある。
- ・ 児童のアセスメントをする場合に、保護者との関係の状況によって支援プログラムが違ってくるので、入口のアセスメントと方向性が非常に重要。
- ・ 困ったときに誰かに助けを求められるというところまでを設定した家庭復帰というのが重要なので、特に入口と出口の時点で地域や様々な機関との連携をきちんと行えることが大切。
- ・ 保護者に対する質問の仕方や、どのようなことを聞くか、どのような情報が大事かというリストを整備していくことが必要。

○家庭復帰後の虐待の再発防止のため、親子関係再構築について市区町村の役割の明確化や要保護児童対策地域協議会の活用が必要

- ・ 家庭復帰後の虐待の再発を防止するため、市区町村の子育て支援サービスを活用していくことが重要。取組は市区町村ごとに異なり、活用すべき資源の整備状況が不十分な市区町村に対し、支援指導していくことが必要であるが、コーディネイト役の児童福祉司は虐待対応で手が回らない状況があるので、人員体制の確保が必要。
- ・ 家族再統合については、児童が親元に帰るのであれば、市町村を巻き込んでいかないと意味がない。区役所の子ども家庭支援の担当といろいろネットワークを組んでやっているのだから、役割と機能の中に市町村も入れていくことは考えているのか。
- ・ 要保護児童対策地域協議会は、市区町村ごとに積極的に進んでいるところと、そうでないところの格差が生じていると思われるので、その辺りの手立てを講じていく必要があるのではないかと。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の活性化については、厚生労働省から通知を出していただくとともに、各都道府県で説明会を開催するという2本立てで取り組んではどうか。

事務局が提示した課題

- 親子関係再構築を効果的に実施するための技術や手法の向上についてどのように進めていくか。
- 親子関係再構築支援について児童相談所の役割、児童養護施設等施設の役割、児童家庭支援センターの役割をどう考えるか。
- 親子関係再構築支援を行ったが、家庭復帰の見込みが立たない（又は長期間家庭復帰ができない）児童に対する支援をどう考えるか。
例えば、原則里親委託又はファミリーホームへの委託とすることについてどのように考えるか。
- 里親やファミリーホームに委託されている児童にかかる親子関係再構築をどう考えるか。

3. 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について ～①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法～

○児童の自立の概念を明確化することが必要

- ・自立の目標とするところに各施設による違いがあり、施設運営ハンドブックや運営指針に書かれている水準を実現できるような制度を作っていくべき。
- ・児童の自立の概念は、どこを目指していくのかきちんと定義しなければ、自立のことについて議論できないのではないか。

○自立支援計画については、措置後の点検等を含め、児童への自立支援が適切に行われるような取組が必要

- ・児童相談所と各都道府県が施設措置後の自立支援計画の点検を十分にしておらず、措置後の児童の自立支援が本当にきちんと行われているかどうかをチェックしていないため、各施設間の格差が生じている。
- ・年間カリキュラム、月ごと、日ごとの計画の作成を施設内で統一して支援内容のばらつきをなくしたいが、職員の多忙な状況を考慮すると、それを補充するためには、外部機関の活用が必要。そのためには二重措置の問題を解決することが必要。
- ・施設や里親に委託したときに、退所間際になって自立を考えるのではなく、入所時点から自立を考える必要があり、施設が自立支援計画を作成するときには、児童も丁寧に関わっていくことが必要。そうした意味でも、児童相談所の体制も変えていかなければならない。

○進路指導や職業指導等に係る専門的な支援や就業後の支援まで見据えた指導が必要

- ・自立支援計画に基づいて今後の展望をする際に、担当職員だけでは難しく、進路指導や職業指導等に係る専門スタッフが必要ではないか。都道府県は、職員として持つべき資格や技能を習得するための方策を積極的に立てるべき。
- ・18歳までの職業相談は、スタートラインに立つところの相談であって、実際はその後をどう支援していくかを見据えて考えなければ効果はないのではないか。
- ・専門職の活用によって、児童の発達、成長、情緒面に関する評価を行って対応することが必要。それによって、施設職員の育

成の手助けにもなる。

○職場体験などのシステムの構築について検討が必要

- ・社会的養護の児童は偏った体験をしている児童が多く、学習支援だけでなく、未知の体験や様々な職業体験、趣味や習い事を含めていろいろなことができる場を設定したいと思っているが、措置費では対象にならないので、様々な企業や団体から援助を受けて実施している。そうした具体的なものを一覧にして、全国各地で使えるようなシステムにしていく必要がある。
- ・擬似的な職場体験ができる有料施設があり、非常に有効。
- ・自立援助ホームの入居者は、就労まで至らないケースも多く、就労支援はもちろんのこと、児童への理解がある協力雇用主を求めて職場体験を実施していくなど、中間的就労のシステム強化が必要。
- ・職親を復活させて、里親制度と同様に職親制度を構築して就労支援を行ってもらうことはどうか。職親には職親手当を支給して、児童をそこに預けて面倒をみてもらうシステムも必要ではないか。

○大学等への進学を推進するための支援の充実について検討が必要

- ・大学進学等を推進するため、施設に在籍する期間に払うべき入学金や前期授業料などは、上限を設けた上で措置費から支出してもよいこととすべき。
- ・大学進学支援を支えるための施設や里親からの仕送り（金額の上限を設定）を制度として設けてはどうか。
- ・施設の全国団体、各支援団体や企業の協力のもとに給付型奨学金制度の創設を検討してはどうか。
- ・「社会的養護の課題と将来像」で示された目標のうち、大学進学の助成については、まだ十分ではないので、実現できるよう施策の充実を図るべき。
- ・今の社会で高校卒業は最低限必要なことであり、施設から家庭養護（里親・ファミリーホーム）への移行を進められるようにするための高校生への措置費の充実を図ってほしい。
- ・現行制度では措置解除になる児童にしか進学支度費が出ていないが、措置延長の児童にもそのような支度費を出してほしい。
- ・自立は18歳ではなかなか無理で20歳でも難しいのではないか。できる限り大学進学などで助走期間をつくっていきたい。そうした面で、静岡県で今年度から22歳まで県単で支援することを始めており注目している。

- ・里親家庭で高校以上への進学は4割を超えているが、里親の経済的な負担によるところが大きい。
- ・大学を卒業するまでストレートでいけば22歳だが、医学部に行った場合は6年間とか、転学した場合とか、そうなるというまでということが曖昧となる。

○当事者による支援は有用性が高いが、専門性をどのように担保するか検討が必要

- ・社会的養護を経験した当事者が支援者として活動できるような体制を確保していくことも、課題として挙げられるのではないかな。
- ・当事者参画の仕組みであるピアサポートは良い仕組みだが、共感だけでは仕事はできないので、専門性を担保することが非常に重要。
- ・高校3年生が社会に出ようとしたときに結構いろいろな不安が出てくる。その際に、卒業生にきてもらって体験談を聞く機会を設けているが、児童にとっては励ましになり、勇気をもたらしている。

○施設退所後においても児童のやり直しを支える地域の体制づくりが必要

- ・児童や若者は失敗を繰り返していく中で成長していくものなので、失敗後のやり直しを支える体制づくりが必要。施設に入った後だけでなく、長期的に見て、施設の職員や里親、児童相談所の職員や地域の支援者が支援する体制づくりをして、失敗してもやり直せることを保障していくことが必要。
- ・施設に措置されている間は、児童の支援は手厚いが、地域に戻ると支援が十分ではないという話はよく聞く。在宅型社会的養護への支援の必要性が言われているが、地域によって利用できる社会資源サービスが異なることで、児童に不利益が及ぶことはあってはならない。

○措置延長の積極的な活用を図るとともに、措置解除日は18歳到達の前日（措置延長した場合は20歳到達の前日）までではなく、当該日の属する年度の末日までとすることについて検討が必要

- ・措置延長については、自治体によって運用に違いがあるので、児童にとっての利益の観点から、運用の改善が望まれる。
- ・措置延長については、現状は20歳の誕生日前日までとなっているが、年度の終わりまで延長してもらいたい。
- ・「社会的養護の課題と将来像」で示された目標のうち、措置延長の積極的活用についてはまだ十分ではないので、実現できるよ

う施策の充実を図るべき。

- ・ 支援者が支援していく体制を整備し、失敗してもやり直せることを保障していくことは、18歳で終わるものではない。これから自立ということを見ていく場合には、18歳を超えたところの支援も含めた支援体制を考えていくことが必要。

○18歳を超えた者に係る措置等の取扱いは、児童福祉法や児童虐待防止法における児童の定義との関係など、慎重な議論が必要

- ・ 18歳を超えていつまで支援するのか、年齢で線引きすることは困難。
- ・ 成人になった人に対して、措置という考え方が良いのかどうか、慎重に議論していかなければならないのではないかと。
- ・ 18歳を超えていつまで措置期間とするかということだけでなく、徐々に手を離していくような取組が必要ではないか。
- ・ 20代は、生活スキルや仕事の能力など、いろいろな社会的な適用能力が求められるので、きちんと区分けして、この問題はこういう整理があると示してあげることが必要。
- ・ 19歳で措置入所というケースも結構あるが、あとわずかの期間しか施設にいたることができないので、こうした20歳の壁をどのように考えるか。
- ・ 児童福祉法第28条により入所した場合に、措置延長後に2年の期間が満了した場合、その更新の承認の申し立てが可能なのか明文化されていない。さらに、その延長期間中に児童虐待防止法に定める面会交流の制限や接近禁止命令などは利用できないと考えられている。この問題は、18歳に達した後の措置変更の可否についても同様ではないか。児童という整理の中では、18歳に達した後の子どもについては使えるようになっていないのではないかと。
- ・ 児童福祉法第27条の施設入所の措置について、18歳から20歳に引き上げるべきという考え方もあるが、児童福祉法の対象を20歳に引き上げることと等しくなるので、そこまではやらずに、児童福祉法第28条により措置されている場合には、親権者の意に反する場合であっても家庭裁判所の承認を得て措置延長を可能とすることも考えられる。なお、この措置は、規定上、「この法律」とされているので、児童虐待防止法は対象となっていない。児童虐待防止法もそこに含まれるようにすべきではないか。
- ・ 親権喪失等について、18歳に達した後も、要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止法第13条の制度が利用できるようにする必要があり、18歳で区切るのではなく、20歳までにすることで相当程度カバーできる。
- ・ 接近禁止命令は、施設退所後にその必要性は高まるので、児童虐待防止法とは別に、児童自身が裁判所に接近禁止命令を申し

立てる制度を創設するとともに、児童がかつて施設入所などの措置を取られていた場合には、児童相談所が支援することも考えられるのではないか。

事務局が提示した課題

- 施設としての職業指導のあり方をどう考えるか。
- 職業指導員の役割についてどう考えるか。例えば、実技実習だけでなく、就労支援機関との連携等による児童に対する付添型支援や、職場開拓等の実施についてどう考えるか。
- 福祉施策だけでなく、ハローワークの積極的な活用等、労働施策と連携した社会的養護の自立支援についてどう考えるか。
- 将来的な目標を持ちにくい児童について、自立支援へ結びつける試みとして、地方における就労体験等を提供することについてどう考えるか。
- 自立に向けた支援の充実の観点から、現行の自立支援計画及び子ども自立支援計画ガイドラインの見直しについてどう考えるか。
- 自立支援に貢献する企業の取組の紹介や人材不足の業界との連携など、民間企業の取組と連携して児童の自立に向けた選択肢を増やしていくことについてどう考えるか。
- 施設退所児童等の離職防止や中途退学しない（させない）ための施設の取組状況をどのように評価するか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。
- 一時保護中の児童について18歳に至る前に、児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18歳を超えても措置できるという取扱いについてどう考えるか。
- 措置延長後の児童に対し施設を変更するための措置変更を行うことについてどう考えるか。

3. 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について ～②里親や里親に委託している児童に対する支援～

○里親委託児童に係る自立支援計画を里親支援機関が作成することについては、里親支援機関の体制の確保等の条件整備を行った上で推進することが必要

- ・ 里子の自立支援計画策定を里親支援機関に委託することについては、実感として里親支援が里親に届いていないと感じるので難しいのではないかな。
- ・ 里親と児童相談所との関係は、里親にとっては評価をされて子どもを引き上げられないかという関係になっているので、自立支援計画はできれば里親支援機関と里親で決めてもらう方がよい。
- ・ 児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員の配置がどんどん拡大しており、ベテラン職員が充てられ、自立支援計画作成の経験もあるので、里親支援専門相談員と共同で行っていくこともよいのではないかな。
- ・ 里親支援専門相談員は施設にいるが、施設自体は都市部にはないなど偏在しているので、利用しにくい面がある。
- ・ 里親支援機関が自立支援計画を策定することは、条件を整備していけば将来可能性はあるのではないかな。研修を受けた方、経験知のある方、資格を持っている方が担っていく制度設計とすれば、これを社会資源として活用する可能性はあるのではないかな。却ってこれをやらないと前に進めないのではないかな。

○里親や里親委託児童に対する支援においては複数の関係者が公的に関わるチーム養育が必要

- ・ 里親の対応としては、関係者間の信頼感の醸成が重要であり、里親仲間や地域社会、里親の友人など、非常に多くの人間関係を持つことによってうまくいくと思っている。イメージとしては「チーム養育」のようなことを目指したいが、現在のところ非公式的な関わりが多いのではないかな。
- ・ 里親の周辺に専門的なアドバイスを受けられる環境がなく、治療的な養育がなかなか行えない。また、子育てについて迷うような場合にスーパーバイズする体制や、レスパイトケアが十分にとれる体制があるとよい。
- ・ 自立に向けた取組については、児童の自尊感情を高め、自信を持って取り組めるよう働きかけているが、決まったプログラム

がないので手探りのまま活動している。また、生活スキルを養い、自己選択の能力を身につけた上で、初めて職業概念を教えることによって自立が可能なのだろうと思う。アメリカの場合は里親でもソーシャルワーカーでもない自立のための担当者がつけられているが、このように自立をきちんと意識させる活動が必要なのではないか。

事務局が提示した課題
○里親支援にかかる児童相談所の役割、児童家庭支援センター等里親支援機関の役割についてどう考えるか。
○里親支援を充実させるために、里子の自立支援計画策定を里親支援機関に委託することについてどう考えるか。
○進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。【再掲】

4. 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫 ～①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫～

○自立援助ホーム利用者の様々な状況を考慮し、生活困窮者自立支援制度も踏まえつつ、大学進学者等向けの対応についての検討が必要

- ・自立援助ホームに大学向けの類型を設けることはよい提案であり、そのように特化した自立援助ホームもあった方がよいのではないかと。
- ・生活困窮者自立支援法が4月から施行されており、生活困窮者の自立支援とうまくミックスさせることにより、自立援助ホームでカバーできないものを地域でカバーするなどの観点が必要。
- ・自立援助ホームの本来の役割は、自立一歩前で短期間の援助で社会生活に移行できるように就労を前提とした支援を行うことであるが、現状では様々な家庭の問題、自分自身のハンデを抱えてなかなか自立が難しいケースが混在している。このため、自立援助ホームの職員は、児童に対する対応力が必要になっている。

○施設に多目的に使用できるスペースを設けること等により児童の居場所づくりの推進が必要

- ・進学はしたがドロップアウトするケースも多く、措置解除後の状況の調査をするとともに、見守りと支援の仕組みをきちんと作っていくことが必要。
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」には、措置解除後も帰ることができる実家のような役割が書かれているが、里親が実家のように機能するための制度の整備を進めてほしい。
- ・自立援助ホームは、入居中は守られているが、退所後に手薄となる。社会生活支援専門職員（仮称）を配置して援助を行う仕組みを作ってはどうか。
- ・現状では児童の居場所が非常に少なく、一般の方々が支援する場合と、当事者によるセルフヘルプとしてやっている場合とに二分される。居場所が非常に少ないため、一番大事なニーズが把握できておらず、ニーズが潜在化してしまうことが課題。そのため、制度を作ってもミスマッチが起こりやすい。対応としては、県庁所在地に1か所は児童の居場所を設け、自立支援や相談援助を行うことが必要であり、こうしたソーシャルワーク的なセンスを持つ人材も必要。また、支援者間の横の連絡会が必要であり、これにより、行政もきちんとニーズを把握し、ミスマッチを回避できる。

- ・居場所づくりは情報発信をしていくことが必要。厚生労働省のホームページや、委託を受けた団体のウェブサイト、SNSを使ってやっていくことが大事。さらに、施設長の大会や施設の全国団体の大会で発表すると、施設職員が知ることになるので、自立支援に活かされることになる。また、施設職員から退所児童のOB会に伝えていただく。
- ・住宅事情が厳しいので、公営住宅等の優先入居や、低額の入居等のシステムを作れないか。
- ・社会的養護の児童は、仕事を失うと経済的にも困惑して自分の居場所も失うことが多いことから、一時的な居場所としてのステップハウス等を整備してはどうか。
- ・自分の施設では、卒園した児童が仕事を探すために1週間、10日や1か月近く居ることができる場所を施設の中に設けている。これからは、すべての施設では難しいと思うが、地域の子育て支援やアフターケアを含めて多目的に使えるような場所やスペースを各施設で用意するべきではないか。

事務局が提示した課題
○自立援助ホームについてこれまでの役割（就労を前提）に加え、例えば、大学進学者向け等の新たな類型を設けることについてどう考えるか。
○施設退所児童の居場所作りや施設の実家的機能についてどう考えるか。

4. 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫 ～②施設退所児童のアフターケア～

○退所児童等アフターケア事業の推進が必要

- ・「社会的養護の課題と将来像」で示された目標のうち、アフターケア事業の推進については、まだ十分ではないので、実現できるよう施策の充実を図るべき。
- ・退所児童等アフターケア事業は、700万円程度の補助を受けられるが、ハードルが高いので、例えば、A型・B型のような形にして、施設ごとに気軽に取り組めるように補助の在り方を検討したらどうか。
- ・自分の法人で実施しているソーシャルスキルトレーニングには、大阪府下の施設の児童がほとんど参加するので、いろいろな施設の児童同士で仲良くなり、お互いに励ましあうなどの効果がある。また、相談援助活動事業では、児童が困ったときに来てくれないと相談に乗ることもできないので、弁護士や精神科医などがつながりを持ちながら対応している。
- ・当事者団体による相談事業について、援助を求める児童が気軽に相談できる居場所を充実させることが必要。そのための専門性は必要。

○施設退所児童等を長期にわたり地域でサポートするの仕組みが必要

- ・児童が将来どのような生活をするのか、どのような選択肢を取っていくかについては、地域の様々な情報を活用する必要がある。地域でのネットワークを持つことが必要。
- ・児童の自立は一定の年齢になったらそこで終わるものではなく、長期間支えていくことが必要。18歳を超えて25歳ぐらいまで児童や若者を支援していく体制を作っていくことが必要。そこには行政だけでなく民間機関、当事者や住民の参加が必要。
- ・18歳を超えて自立していく児童をどのようにサポートしていくのか。児童養護施設や里親という公的な支援から始まるので、まず公的な支援の制度をきちんと整えた上で、その後の私的な関係（里親の委託期間が切れた後の関係や未成年後見人の後見が終わった後の関係など）により、人と人との長く続く関係をサポートしていくことを考えるべき。

事務局が提示した課題

○施設退所児童のアフターケアの充実に当たり、都道府県の役割をどう考えるか。

○施設退所後の見守り支援をどう考えるか。

○自立の見込みが立たない児童等に対する支援をどう考えるか。

(第6回)児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する検討事項等について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課、家庭福祉課

検討事項

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係の調整のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

【現行制度と現状】

○ 平成25年度の実績

所内一時保護:21,281件(内、児童虐待10,105件(47.5%))

一時保護委託:12,016件(内、児童虐待5,382件(44.8%))

所内一時保護の平均保護日数:29.0日

※以上、平成25年度福祉行政報告例から

○ 年間平均入所率が100%を越える一時保護所は6か所。また、81~100%の一時保護所は24か所 (平成25年1~12月の間の一時保護所(132か所)の平均入所率)

*平成26年4月の一時保護所数 134カ所

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ

○ 一時保護の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を示している。

○ 一時保護解除の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を示している。

○ 児童虐待を主訴として一時保護した件数の内、施設入所または里親等委託した件数は28.1%であり、一時保護所から帰宅等の件数は67.3%となっている。※平成25年度福祉行政報告例から

○ 一時保護所の設置主体は、都道府県、指定都市等

課題(2) 親子関係の調整のための取組

○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

【現行制度と現状】

- 児童相談所と施設、児童家庭支援センターにおいて親子関係再構築の支援を実施。
- 施設においては、①施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の義務化や心理療法担当職員の配置、②平成24年3月に施設種別ごとの施設運営指針及び里親養育指針を定め、その指針の中で家族への支援について規定、③平成25年3月に施設種別ごとの親子関係再構築支援事例集を作成し、平成26年3月に親子関係再構築支援ガイドラインを策定するなどにより親子再構築支援の充実を推進。
- 児童家庭支援センターにおいても、親子関係再構築支援を行うことが可能とされている。
- 児童相談所と施設が連携の上、親子関係の調整を行う必要があるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間をとられるため十分な対応ができていない場合がある。
- 入所児童は必ずしも家庭復帰できる児童だけではない。(児童の今後の見通し「保護者のもとへ復帰」乳児院:23.4%、児童養護施設27.8%(H25.2))
- 児童家庭支援センターを有効に活用している自治体がある一方、設置していない自治体(22自治体/全69自治体)もある。

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法

【現行制度と現状】

- 施設職員が学校と連携し入所児童の進路指導を実施。職業指導員配置施設では、職業指導員が実習指導や就職活動を支援。
- 就職支援以外の自立に向けた支援(ビジネスマナー・金銭管理等)についても、施設職員が指導する中で支援。
- 支援が必要な場合には20歳に達するまで措置延長が可能。
- 職業指導が直ちに就労に結びつかない場合がある。また、職業指導員の配置施設数も多くない。
(H26:44か所(児童養護施設等))
- 大学等進学する入所児童が少ない。
 - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童養護施設入所児童のうち、平成26年5月1日現在の進路の割合:大学等11.4%
専修学校等...11.2%
- 就職又は大学等進学したが、1年以内で離職又は退学する児童等が多い。
 - ・就職したが1年以内で離職した児童等の割合:43.0%(中学卒業児童)、26.6%(高校卒業児童等)
(H24全国児童養護施設協議会)
※全国の中学(高校)卒業後就職者1年目離職者の割合:40.4%(中学卒業)、19.9%(高校卒業)
(厚生労働省HP「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」)
 - ・大学等進学したが中途退学した施設入所児童等の割合:年平均6.2%(H24全国児童養護施設協議会)
※全国の大学等中途退学者の割合:2.65%
(H24文部科学省)
- 一時保護中に児童が18歳に到達した場合、一時保護の継続及び施設入所措置を行うことができない取扱いとしている。
- 措置延長後(18歳以上)に措置変更ができない取扱いとしている。

課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

②里親や里親に委託している児童に対する支援

【現行制度と現状】

- 里親支援について児童相談所や施設等の里親支援機関が担っている。
- 里親委託児に係る自立支援計画は児童相談所が作成することとなっている。
- 里親は、委託解除されることを心配して児童相談所への相談を躊躇してしまうとの声がある。
- 里親委託児は大学等への進学割合が比較的高く、里親の持ち出しによる金銭的負担が大きいとの声がある。
また、委託解除後も関係を持ち実家的役割を担うが、公費負担制度がないため、さらに金銭面等の負担が大きくなるという声がある。
 - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路：
里親・・・大学等23.3% 専修学校等・・・20.0% 児童養護施設・・・大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
 - ※全高卒者・・・大学等53.8% 専修学校等・・・23.1%(学校基本調査)

課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫

【現行制度と現状】

- 自立援助ホームは、義務教育終了後の児童が20歳に達するまで入居できる事業であり、就労しながら自立に向けた支援を行うもの。(H26. 10現在:118か所)
- 児童養護施設入所児童等の場合、20歳に達するまで措置延長することは可能。
- 自立援助ホーム、児童養護施設等の措置延長の仕組みは、20歳に達するまでの制度であり、20歳以上になると児童福祉での支援は生活・就労の相談支援のみであり、取組みが十分ではないとの声がある。
- 児童養護施設退所児童等の支援の一つに自立援助ホーム(就労を前提)があるが、就労している児童等がいる一方、離職等により就労していない児童等もいる。
- 【再掲】就職又は大学等進学したが、施設退所後1年未満で離職又は退学する児童等が多い。

課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

②施設退所児童のアフターケア

【現行制度と現状】

- 児童福祉法の児童福祉施設の各施設の定義の中で、退所児童等に対する相談その他の援助について規定。
- 退所児童等アフターケア事業(社会福祉法人、NPO等へ委託可)による退所児童等に対する生活及び就労に関する相談支援を実施。(H26. 10:20か所)
- 退所後も引き続き見守り支援等が必要な児童については、児童家庭支援センター等に対する指導委託(行政処分)が可能。
- 施設では入所児童の支援が中心であるため、本来行うことになっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。
- 退所児童は全国にいる一方、退所児童等アフターケア事業を実施している事業者は限られている。
- 児童家庭支援センターに対する指導委託に地域差があり、全体としては低調。(年0～19人(H25全国児童家庭支援センター協議会))
- 【再掲】20歳以上になると児童福祉での支援が退所児童等アフターケア事業などの生活・就労の相談支援はあるが、日常生活支援は手薄になる。